

川越市総合交通計画の策定について

令和 7 年 6 月 30 日（月）

川越市 都市計画部 交通政策課

1 川越市総合交通計画の概要（計画名・目的）

計画名：川越市総合交通計画

目 的

人口減少等による長期的な利用者の落ち込みに加え、運転手不足の深刻化等、地域交通を取り巻く環境が厳しさを増す一方で、高齢化の進展により、公共交通の必要性は増大しています。

そのような中、人口減少・超高齢社会に対応し、持続可能な地域公共交通を実現するため、従来の公共交通だけでなく、地域における多様な輸送資源を活用し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープラン作成を目的とします。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」

第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成

（地域公共交通計画）

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

1 川越市総合交通計画の概要（対象範囲・計画期間）

計画期間

令和9年度から令和18年度まで（10年間）

29年 30年 元年 2年 3年 4年 5年 6年 7年 8年 9年 10年 11年 12年 13年 ~19年

川越市都市・地域総合交通戦略（計画期間：10年間）

交通戦略（追補版）

計画策定

川越市総合交通計画

検討体制

庁内関係課で構成する川越市総合交通計画推進委員会で事前に検討を行ったうえで、川越市交通政策審議会に意見聴取を行うとともに、法定協議会である川越市公共交通利用促進協議会において、交通事業者・関係機関・団体等と協議を行います。

【根拠法令】「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」

第三章 地域公共交通計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通計画の作成

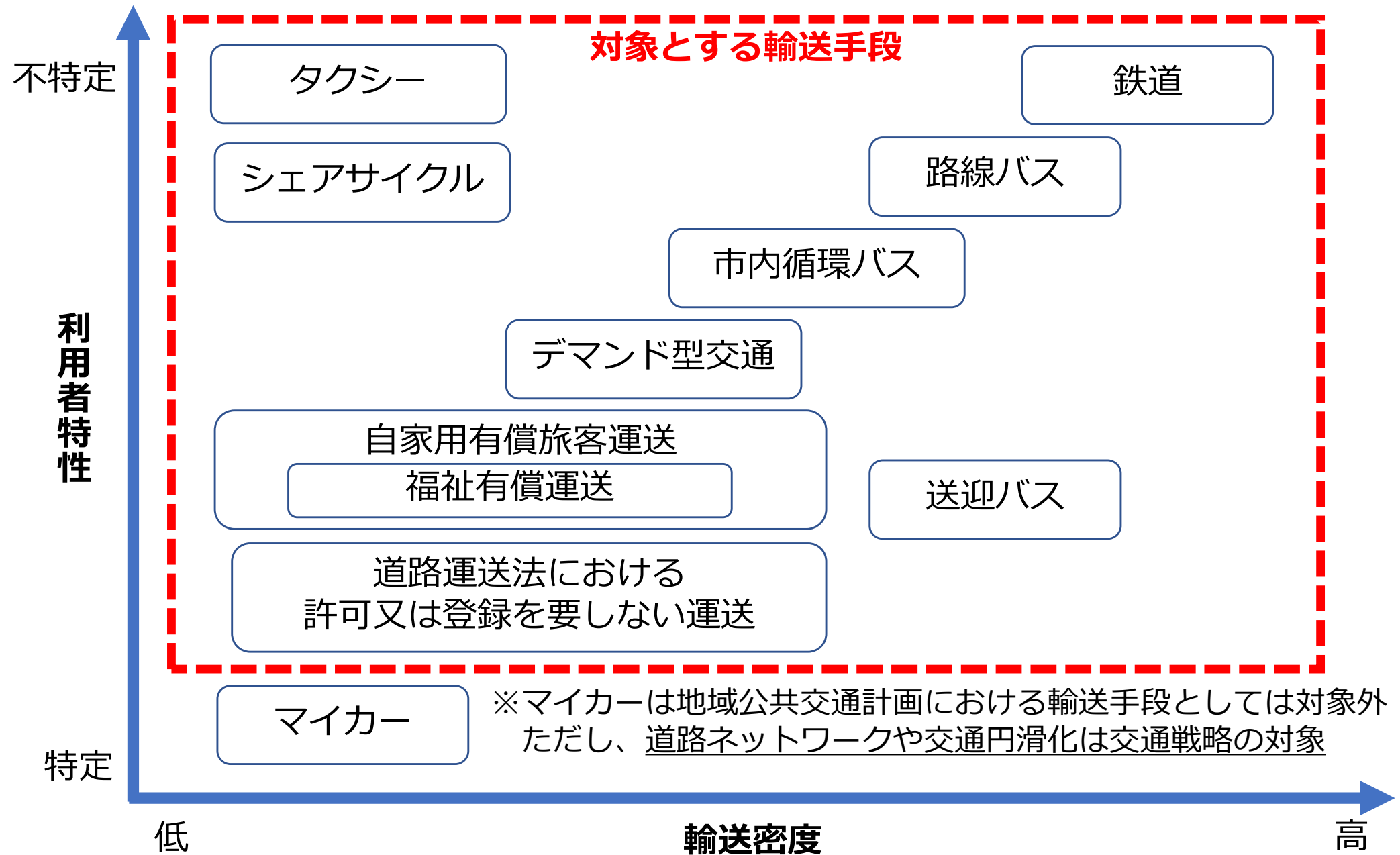
（地域公共交通計画）

第五条

10 地方公共団体は、**地域公共交通計画を作成しようとするときは、**これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の**協議会が組織されている場合には協議会における協議を、**同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議を**しなければならない。**

1 川越市総合交通計画の概要（策定方針① 地域の移動ニーズを踏まえた持続可能な地域交通の実現）

○公共交通以外の地域内の輸送手段も調査し、各交通モード間の棲み分けや連携等を検討・整理



1 川越市総合交通計画の概要（策定方針① 地域の移動ニーズを踏まえた持続可能な地域交通の実現）

○新たに交通DX（新技術）やGX（省エネ・脱炭素）、3つの共創（事業連携）等を追加・拡充

- ローカル鉄道・路線バスなどの**地域公共交通**は、地域の社会経済活動に不可欠な基盤。人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、**引き続き、多くの事業者が厳しい状況**。加えて、新型コロナの影響により、**一気に10年以上時間が進んだとの見方もあるほど深刻な状況**。
- こうした需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する**「交通DX」**、車両電動化や再エネ地産地消など**「交通GX」**、①**官民共創**、②**交通事業者間共創**、③**他分野共創の「3つの共創」**、すなわち、地域の関係者の**連携と協働**を通じて、**利便性・持続可能性・生産性**を高め、**地域公共交通の「リ・デザイン」**（再構築）を進める。
- これにより、『デジタル田園都市国家構想』及びこれを具体化する「地域生活圏の構築」の実現と、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする『新しい資本主義』の実現を目指す。

交通DX

自動運転

地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業を支援



▲茨城県鹿野町の自動運転バスの運行

MaaS

交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進



交通GX

交通のコスト削減・地域のCN化

車両電動化と効率的な運行管理・エネルギー・マネジメント等の導入を一体的に推進



3つの共創

官民の共創

一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行

交通手段が重視 ▶ ネットワークの統合 ▶ エリア一括協定運行



交通事業者間の共創

複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開



他分野を含めた共創

地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現



1 川越市総合交通計画の概要（策定方針② 都市・地域総合交通戦略との一本化）

交通計画と交通戦略を一本化することで、各地域における多様な交通サービスについて、道路整備等のまちづくりとも連動した検討を行うことが可能となり、より地域の実情に即した望ましい交通のあり方、将来都市像を示すことが可能となります。

【都市・地域総合交通戦略】

【地域公共交通計画】

目的

交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進
道路等まちづくりを含む内容

地域の公共交通の活性化及び再生の推進

公共交通に関する内容

法令等

都市・地域総合交通戦略要綱（国）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

記載項目

- ①都市における現状及び課題
- ②都市が目指す将来像
- ③総合交通戦略の区域
- ④総合交通戦略の目標
- ⑤目標達成に必要な施策・事業
- ⑥関係者の役割分担を踏まえた実施プログラム
- ⑦推進体制
- ⑧その他必要な事項

重複が多い

作成や進捗管理に係るコストの削減

- ①基本的な方針
- ②地域公共交通計画の区域
- ③地域公共交通計画の目標
- ④前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- ⑤地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- ⑥計画期間
- ⑦その他必要と認める事項

国からの支援

- ・都市・地域戦略推進事業費補助（補助対象者）地方公共団体、法定協議会等（補助率）3分の1
※立地適正化計画等に位置付けられた事業等は2分の1（対象地区）
立地適正化計画の都市機能誘導区域や生活拠点区域及び総合的な交通戦略を策定している区域等（対象事業）
 - (1)整備計画等に関する事業
 - (2)公共的空間等の整備に関する事業
 - (3)公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業

両者、計画作成を要件とする補助制度有

活用できる国の支援策が拡大

- ・地域公共交通確保維持改善事業
 - (1)地域公共交通確保維持事業
 - (2)地域公共交通バリア解消促進等事業（一部計画策定を要件）
 - (3)地域公共交通調査等事業（一部計画策定を要件）
 - (4)先進車両導入支援事業
 - (5)先進車両導入支援試験実証事業地域における受入環境整備促進事業
 - (1)交通サービス利便向上促進事業
 - (2)インバウンド先進車両導入支援事業
- ・地域公共交通再構築事業
地域公共交通特定事業実施計画の認定を受けた公共交通施設整備

※多岐に渡るため、対象事業のみ記載

1 川越市総合交通計画の概要（策定方針③ 法令や上位計画等との整合や関連計画との連携）

整合性や連携を図るべき内容

法令や国・県の計画・方針、本市総合計画等との整合性を図るとともに、都市計画マスタープランや立地適正化計画と連携を図る。

○法令、国・県の計画や方針等

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・第2次交通政策基本計画
- ・地域公共交通の「リ・デザイン」…等

○川越市の上位計画・関連計画

- ・川越市総合計画
 - ・川越市都市計画マスタープラン
 - ・川越市立地適正化計画 …等
- ※上記計画改訂と合わせた調整が必要

整合

連携

反映

現交通戦略で継続すべき内容



川越市総合交通計画

新たな記載・更新が必要な内容

現交通戦略を踏まえつつ、社会情勢や交通環境の変化、法令や国・県の方針、本市総合計画等を反映し、新たな内容の追加や更新を図る。

○地域公共交通計画に盛り込むべき内容

- ・交通DX
- ・交通GX
- ・3つの共創
- ・地域公共交通特定事業（補助金活用）…等

○本市における現状の課題・今後の取組

- ・北部市街地の交通円滑化対策
- ・川越シャトルとかわまるの見直し
- ・公共交通以外も含めた各交通の連携と棲み分け
- ・新たな交通課題への対応…等

2 今後の進め方について

今後の進め方

○業務委託について

計画案策定に係る各種調査や情報の整理・分析等、策定支援のため「川越市総合交通計画策定調査業務委託」を行うことを予定しております。

○業者選考について

委託内容は、社会情勢や本市の抱える課題の整理、現行計画の検証、各地域における移動手段及び移動ニーズの把握等、多くのデータ収集や多様かつ高度な分析等を行うものであることから、価格に加え、専門性や企画力も評価するため、「プロポーザル方式」により業者選考を行います。

○策定期間

令和7年度から令和8年度まで（2年間）

○事業費（※補正予算案審議中のため以下は予定額）

（限度額）17,284 千円（令和7年度は9,705千円、令和8年度は7,579千円）

※令和7年度は、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」に「地域公共交通調査等事業」として申請予定

○調査・検討内容及び策定スケジュール

次頁以下参照

2 今後の進め方について

【令和7年度の調査・検討内容とスケジュールの予定】

8月下旬	業務委託 契約締結	8月上旬にプロポーザル形式による業者選考を行い、優先交渉権者と契約を締結
8月下旬 ～9月上旬	計画準備	事業者が作成した業務実施計画をもとに、今後の実施方法等について協議、調整を行う
9月上旬 ～10月下旬	現状分析	・社会情勢や法令、交通技術の変化、国等の動向を整理 ・人口・面積等が類似する自治体の交通施策等を調査・分析 ・地域の特性や移動手段を調査・分析・整理
9月上旬 ～10月下旬	上位計画や関連計画 との整理等	・都市・地域総合交通戦略との一本化に向けた調査・条件整理 ・上位計画や関連計画との位置づけを整理し、整合性・関連性を確保
9月下旬 ～11月上旬	公共交通等に関する 意向調査	無作為抽出による市民アンケートを実施し、移動実態や公共交通の利用状況、移動ニーズ、問題点等を把握
11月中旬	協議会	現状分析やアンケート等調査結果報告と今後の方向性
11月中旬～ 1月下旬	課題整理と 将来都市像等設定	・現状分析やアンケート結果を踏まえた課題の整理 ・将来都市像とそれを実現するための基本方針・目標の設定 ・骨子案の作成
2月上旬	協議会	骨子案について審議

2 今後の進め方について

【令和8年度の調査・検討内容とスケジュールの予定】

